

報告第 51 号

小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓  
令

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 29 日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 4 年 4 月 1 日付で市長から市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する教職員に係る児童手当の認定に関する事務の委任を受けることに伴い、小城市教育委員会教育長事務委任規程を改正したので報告する。



小城市教育長訓令第1号

小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月23日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎



## 小城市教育長訓令第1号

小城市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する  
訓令

小城市教育委員会教育長事務委任規程（平成22年小城市教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（2）市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員に係る児童手当の認定に関する事務

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

小城市教育委員会教育長事務委任規程（平成22年小城市教育長訓令第1号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる事務を統括事務長又は事務長である学校運営支援室長に委任する。</p> <p>(1) 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第23条の3の規定により市が処理する事務</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる事務を統括事務長又は事務長である学校運営支援室長に委任する。</p> <p>(1) 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第23条の3の規定により市が処理する事務</p> <p><u>(2) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員に係る児童手当の認定に関する事務</u></p>